

学校再編後も現行コミュニティは存続可能に マイナンバー利用のための条例整備 市役所は4月に組織変更



第4回定例会は、12月1日から15日までの15日間を会期として開催しました。

今定例会では、部設置条例の一部改正など市長提出議案12件を、いずれも原案のとおり可決、同意しました。

12月3日、4日には一般質問があり、8名の議員が個人質問を行いました。

可決した主な議案

4月に市役所の組織が変わります

▽部設置条例の一部改正

山下市長の公約実現や、新たな行政課題への対応が可能な組織とするため、4月1日付で市役所組織の機構改革を行う。

新設4部局（防災局、企画部

建設部、都市整備部）

廃止2部（政策推進部、

都市建設部）

東京事務所を設置

討論

反対（河邊正男議員）

東京事務所を設置しなくてもシティセールスはできる。農業など、地域資源を引き出し、知恵を絞るべき。事務所にお金を使うのではなく、職員の能力を使うべき。

賛成（仲谷政弘議員）

市長が公約を実現するための機構改革で、それぞれの部局の役割を明確にするとともに能率的かつ迅速に目的を達成することが可能な組織である。

マイナンバーの使用開始

▽行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用に関する条例
市役所でのマイナンバー（個人番号）の使用を1月1日から開始するため、条例で、利用する事務や取り扱いを定める。

市が独自でマイナンバーを使う事務は、子ども医療、障害者医療、高齢者医療などです。

討論

反対（河邊正男議員）

法により定められる条例であるが、制度自体が混乱しており、国民にメリットがなく、個人情報漏えいにつながる恐れがあるため、賛同できない。

賛成（杉浦文平議員）

制度は、国会において法律として制定されており、市は法律の規定で条例制定しなければならぬ。今回の条例制定は、市民の利益が軽減されるためであり賛成する。

▽市税条例等の一部改正

法改正に伴い、納税の猶予、法人番号の取扱いに関して改正を行う。